

特定非営利活動法人 徳島県介護支援専門員協会
臨時総会 議案書

第一号議案 基金拠出について

第二号議案 令和2年度活動補正予算（案）について

特定非営利活動法人 徳島県介護支援専門員協会

第一号議案 基金拠出について

令和3年1月18日、一般社団法人徳島県介護支援専門員協会が設立された。

当該社団法人は実質的に本協会の後継団体となるが、設立直後であることから、その財務基盤は極めて脆弱なものとなっている。

このため、当該社団法人は財務基盤強化を目的として「基金募集」を行うこととした。

本協会としては、基金募集の趣旨を理解し、賛同することとし、基金を拠出することとする。

なお、基金拠出にあたっては、別紙「基金拠出契約書」を締結する。

- (1) 基金拠出額 金5,000,000円
- (2) 基金拠出期限 令和3年5月31日

基金拠出契約書（案）

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会（以下「乙」という。）とは、乙が行う「一般社団法人徳島県介護支援専門員協会基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲の基金を引受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、金5,000,000円とする。

第3条 乙は、令和3年5月31日までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を、甲の指定する金融機関の口座に振り込まなければならない。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

第4条 乙は、拠出金の払込みに係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条に定める期日までに基金の拠出を履行しないときは、基金の引受けはその効力を失う。

第6条 甲は、第2条の規定により乙が拠出した基金の額について、この契約の定めるところにしたがい返還義務を負う。

第7条 甲は、甲が解散するまでは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が基金（代替基金を含む。）の総額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度の決算の認定に関する定時総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

第9条 前条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には利息を付さない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法（平成元年法律第71号）第99条第1項に規定する劣後破産債権及び同条第2項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

第13条 この契約に関し疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県徳島市末広2丁目1番80号
一般社団法人徳島県介護支援専門員協会
理事長 山口 浩志

乙 徳島県徳島市末広2丁目1番80号
特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会
理事長 山口 浩志

上記代理人
特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会
副理事長 中東 勢治

注) 乙については、本来「理事長 山口 浩志」であるが、
甲乙とも同一人物になることは好ましくないことから、
乙については「副理事長 中東 勢治」に委任状を交付し、
乙の契約当事者とする。

第二号議案 令和2年度活動補正予算(案)について

基金拠出に伴い、本協会活動予算に基金拠出額を計上する必要があるため、別添のとおり、活動補正予算(案)を編成する。

なお、基金拠出額の財源は、予備費及び前期繰越額を充当する。

(1) 経常収益

三菱UFJ銀行から500,000円の寄附金をいただくこととなったため、当該金額を経常収益に計上する。

補正額	三菱UFJ銀行 寄附金	500,000 円
-----	----------------	-----------

(2) 経常費用

基金拠出額5,000,000円を計上し、予備費500,000円を減額する。

補正額	基金拠出額	5,000,000 円
	予備費	▲500,000 円
補正額		4,500,000 円

(単位：円)

区 分	補正額	現計予算額	補正後予算額	
経常収益	500,000	18,045,000	18,545,000	
経常費用	4,500,000	18,045,000	22,545,000	
当期経常増減額			▲4,000,000	
前期繰越額			4,619,353	
次期繰越額			619,353	

令和2年度 活動補正予算（案）

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会

科 目	補正額	現計予算額	補正後予算額	備考
I 経常収益の部				
1 会費・入会金収益				
正会員入会金		57,000		
正会員会費		1,800,000		
賛助会員入会金		20,000		
賛助会員会費		280,000		
日本介護支援専門員協会入会金		48,000		
日本介護支援専門員協会会費		1,000,000		
会費・入会金収益計		3,205,000	3,205,000	
2 事業収益				
書籍販売・情報提供等手数料収益		300,000		
日本介護支援専門員協会事業収益		84,400		
県受託事業				
（主任フォローアップ研修）		1,192,000		
（主任研修事業）		7,933,000		
（主任更新研修事業）		2,458,000		
徳島県地域医療介護総合確保基金事業				
（介護サービス事業所職員等の資質向上事業）		1,700,000		
（介護支援専門員フォローアップ研修事業）		1,000,000		
ケアプラン点検		110,000		
事業収益計		14,777,400	14,777,400	
3 その他収益				
利息収益		100		
受講証明書発行手数料収益（非会員）		62,500		
三菱UFJ銀行寄附金	500,000		500,000	
その他収益計	500,000	62,600	562,600	
経常収益合計	500,000	18,045,000	18,545,000	
II 経常費用の部				
1 事業費				
(1)人件費				
給与手当		4,470,000		
人件費計		4,470,000		
(2)その他経費				
諸謝金		4,691,000		
印刷製本費		477,000		
会場費		2,451,000		
旅費交通費		1,480,000		
通信運搬費		468,000		
消耗品費		466,000		
諸会費		60,000		
研修費		20,000		
交際接待費		70,000		
委員会活動費		130,000		
広報費		30,000		
支払手数料		12,000		
日本協会費		1,048,000		
その他経費計		11,403,000	11,403,000	
事業費計		15,873,000	15,873,000	
2 管理費				
(1)人件費		0		
人件費計	0	0		
(2)その他経費				
委託費		600,000		
印刷製本費		100,000		
会議費		350,000		
会場費		40,000		
旅費交通費		150,000		
通信運搬費		200,000		
消耗品費		150,000		
交際接待費		50,000		
支払手数料		2,000		
雑費		30,000		
基金拠出費	5,000,000		5,000,000	
その他経費計	5,000,000	1,672,000	6,672,000	
管理費計	5,000,000	1,672,000	6,672,000	
3 予備費				
予備費計	▲ 500,000	500,000	0	
	▲ 500,000	500,000	0	
経常費用合計	4,500,000	18,045,000	22,545,000	
当期経常増減額				▲ 4,000,000
当期正味財産増減額				▲ 4,000,000
前期繰越正味財産額				4,619,353
次期繰越正味財産額	5			619,353